

【参考】補足説明

<p>1 家庭ごみの有料化によって、買物行動や消費行動に何らかの変化をもたらすと言われているが、消費行動には限度がある。生産過程での発生抑制が必要ではないか。</p>	<p>「循環型社会形成推進基本法」(平成 13 年 1 月施行)では、施策の基本理念として「排出者責任」と「拡大生産者責任」と言う 2 つの考え方を定めています。</p> <p>排出者責任とは、廃棄物を排出する者、それは事業者だけではなく、排出者としての住民も、その適正処理に関する責任を負うべきとの考え方となります。</p> <p>一方、拡大生産者責任とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任を負うという考え方となります。</p> <p>この考えに基づき、容器リサイクル法では、特定事業者が再商品化費用の一部を負担するといった制度も始まってきてはいますが、まだまだ、十分だとは考えていません。</p> <p>しかし、これは市単独で実施できる課題ではないため、様々な機会を通じて、北海道や国に対して要望を続けており、先月も北海道市長会を通じて、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者責任の強化・明確化を要望したところです。</p>
<p>2 事業系についても、受入れ時に資源物とそうでないものの単価に差を付けるなど、インセンティブが働くような方策を検討しても良いのではないかと考える。</p>	<p>第 4 回審議会での質疑でもありましたとおり、事業系一般廃棄物のうち、個人消費に伴う資源物については、現在でも、資源物として処理しています。</p> <p>今後は、例えば、各事業所にパンフレットの配布等を行い、分別排出への協力を周知して行くことも必要であると考えています。</p>
<p>3 これまで、ごみ減量キャンペーンを取り組んできたが、市民のごみ減量・リサイクルの意識はまだまだ低く有料化だけでは解決できない。</p> <p>4 今、環境破壊が叫ばれているなかで、有料化より、市民の意識の中に、ごみの減量・資源化等を徹底されるのが優先ではないか。有料化が最善の策だとは思えない。</p>	<p>環境問題に対する市民意識を高め、その実践を徹底させるためには、これまでも、そして今後についても様々な啓発活動を行う必要があります。</p> <p>有料化はごみ減量のための施策の一つであり、経済的インセンティブの活用という新たな働きを加えることで、さらなる徹底につながるものと考えていますし、国のごみ処理に関する基本方針や北海道の計画においても、家庭ごみ有料化は推進されています(参照:第 4 回審議会 資料 2)。</p> <p>また、本市の一般廃棄物処理基本計画では、家庭ごみに関する施策としては、有料化の他にも、①分別品目の拡大、②集団回収事業の拡充、③分別徹底と排出抑制の促進、④生ごみ減量化の推進を掲げていますし、事業系ごみに対する施策も重要であると考えています。</p>

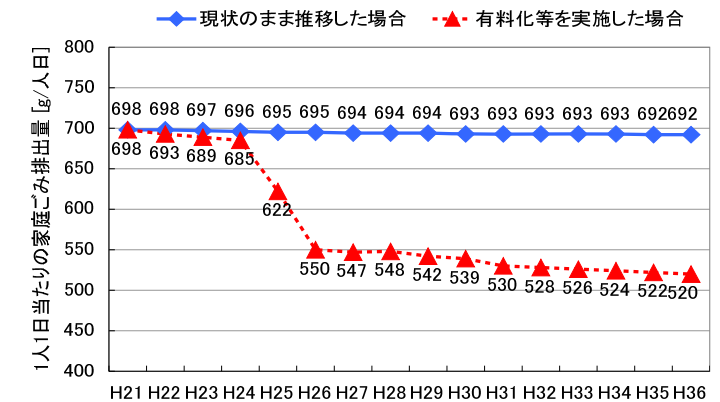
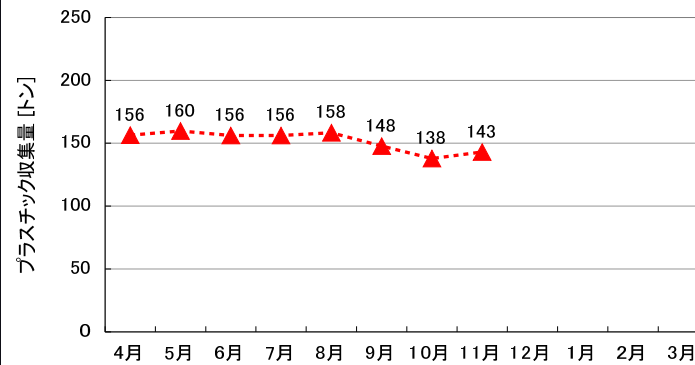
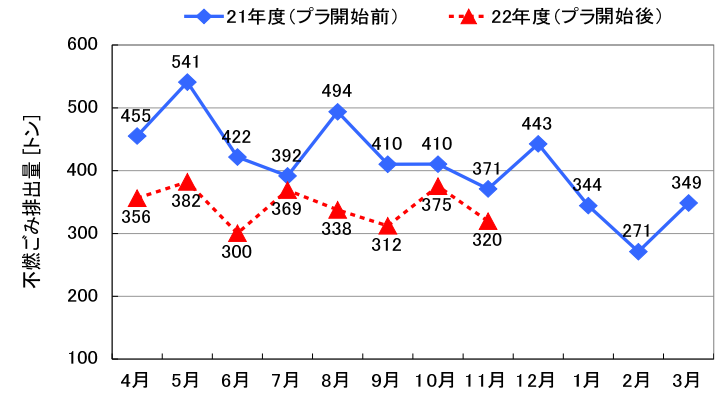
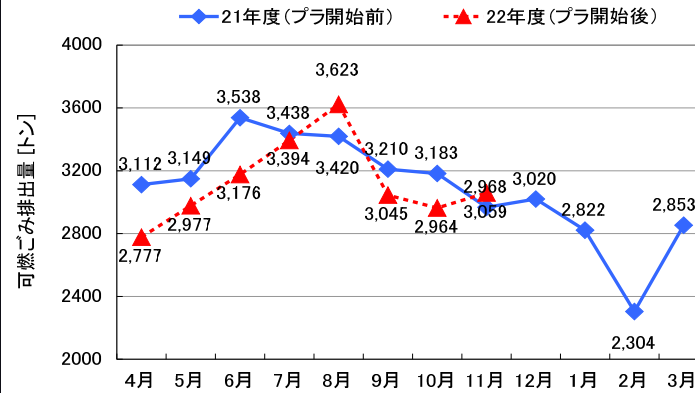
5 廃プラ・紙等の分別収集を行ったときに、可燃ごみがどれくらい減量になるのか。有料化は減量の推移を見てはどうか。

今年4月からプラスチックの分別収集が開始しました。

11月末現在、累計では、可燃ごみは1,002トン、不燃ごみは743トン減少しました。一方、プラスチックの収集量は、累計1,215トンとなっています。

当面の本市のごみ減量目標は、一般廃棄物処理基本計画で示したとおり、平成26年度までに1人1日当たりの家庭ごみ排出量を550gとすることです。

現在、本市のごみ量は減量傾向にありますが、同計画の中で示したとおり、現状のまま推移した場合の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、平成26年度で695gと推計され、大幅なごみ減量を目指す本目標を達成することは不可能であると考えています。



<p>6 もし、ごみ有料化した場合に指定ごみ袋以外のごみ収集はどうなるのか。</p>	<p>現在のところ、本市では、不適正排出ごみに対しては、シールを貼り、適正に排出するように促していますが、概ね 2 週間程度経過しても、そのままステーションに放置されている場合には、指導員が持ち帰り処理しているのが現状です。</p> <p>有料化の実施に当たっては、「公平性の確保」という観点から徹底した対策が必要であると考えています。</p> <p>また、不適正排出防止のため、十分な市民周知に努めていきたいと考えています。</p>
<p>7 もし、ごみ有料化した場合、減量の目標値を設定し、目標を達成したら有料化はやめる。</p>	<p>当面の本市のごみ減量目標は、前述のとおり、平成 26 年度までに 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を 550g とすることです。</p> <p>これは、現状から 150g 程度という大幅なごみ減量を目指すものであり、有料化を含む様々な施策を実施することによって達成可能であると考えています。</p> <p>目標達成後には、平成 31 年度までに 530g、平成 36 年度までに 520g と、より高い数値目標を目指す計画であるため、ごみ減量に効果的であるのならば、当面の目標を達成したとしても、それまでに実施した減量施策は継続しなければいけないと考えています。</p>
<p>8 12 月議会で、答申書の提出に期限は無いとの答弁でしたが、年度を跨いで審議会開催はあり得るのか。年度を跨ぐ場合、審議委員を交代して協議するのか。</p>	<p>「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 27 条第 4 項により委員任期は 2 年と定められていますので、現在の第 8 次審議会の委員の任期は平成 23 年 3 月 31 日までとなります。</p> <p>また、第 9 次審議会の委員については、これまで同様に、各種団体の推薦と市民公募により選出されます。</p> <p>「家庭ごみの有料化について」の諮問に対する答申時期については期限を設けていませんが、今日を含め 4 度に亘る審議会を通じて、大変、貴重な審議をしていただけてきたところです。</p>